

# 鳩ヶ谷市合併推進市民の会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鳩ヶ谷市合併推進市民の会（以下「市民の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民の会は、川口市との合併に向け、研究・啓発活動を通じて市民の機運の醸成を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 市民の会は、前条の目的に賛同する個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事業)

第4条 市民の会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 川口市との合併に向けた市民意識の啓発
- (2) 合併に関する研究
- (3) その他目的達成のため必要な事項

(会費)

第5条 会員は、入会金500円を納入しなければならない。

## 第2章 役員

(役員構成)

第6条 市民の会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 代表代理
- (3) 副代表
- (4) 会計
- (5) 監事

(役員選出及び任期)

第7条 役員は、総会において会員の互選により定める。

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員任務)

第8条 市民の会の役員任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 代表代理は、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときに、その職務を代理する。
  - (3) 副代表は代表を補佐する。
  - (4) 会計は、本会の収入支出に係る一斉の出納事務を行う。
  - (5) 監事は、本会の会務及び会計内容を監査し、その結果の報告を行う。
- (顧問)

第9条 市民の会は、総会に諮り顧問を置くことができる。

### 第3章 会議

(会議の種別)

第10条 市民の会の会議は、総会及び役員で構成する役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上これを開くものとする。

2 緊急の事態が生じた場合、その他代表が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第12条 役員会は、総会の議決事項を要する場合、その他代表が必要と認められた場合に開くものとする。

(召集及び議長)

第13条 市民の会の会議は、必要に応じて代表が招集し、代表がその議長となる。

(議事)

第14条 市民の会の会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第4章 会計

(経費)

第15条 市民の会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

(会計年度)

第 16 条 市民の会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 附則

(事務局)

第 17 条 市民の会の事務局は、代表宅に置く。

(関係者の参加)

第 18 条 市民の会は、会務の円滑な運営を図るため、市及び関係機関の職員並びに知識経験者等の参加を求めることができる。

(その他)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、市民の会の運営に関し必要な事項は代表が定める。

### 附 則

- 1 この会則は、平成 19 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 平成 19 年度の会計年度は、平成 19 年 8 月 25 日から開始する。

### 附 則

- 1 この会則は、平成 20 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 平成 20 年 2 月 15 日までに納入された会費は、入会金とみなす。